

政策評価・独立行政法人評価委員会の審議における
目標及び評価に関する指針(案)の主な修正内容及び修正理由について

➤ 目標の策定に関する指針

No.	箇所	修正内容	修正理由
1	6 ページ	この場合においては重要度、優先度及び難易度が高い旨 <u>並びに当該目標について重要度、優先度及び難易度が高いとした理由</u> を明確に記載する。	主務大臣が設定する難易度等については、国民に対する説明責任を果たすため、判断理由を明記させるべき。
2	10 ページ	<u>国立研究開発法人は、科学技術イノベーション政策等の国の諸政策の実施機関として、</u> 「効果的かつ効率的」という法人の業務運営の理念の下、「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の第一目的を踏まえ、「研究開発成果の最大化」と「適正、効果的かつ効率的な業務運営」との両立の実現に資するよう、目標を定めなければならない。	国の政策体系の中での関係性を明確にしておかないと、国の政策と切り離して研究成果の最大化を目指すような誤解を与える恐れがある。
3	15 ページ	国立研究開発法人の研究開発に係る事務及び事業は、分野、段階、手法、目的、形態等が多種多様であるため相対的な重要度、優先度、難易度を判断することは一般的には困難な場合が多いことや、科学技術の進展や社会経済情勢の変化に応じて重要度等も常に変化するものであること等も踏まえ、重要度等の設定を行う場合は、有識者等（研究開発に関する	難易度等の設定は主務大臣の判断に左右されるため、国民に対する説明責任を果たすため、判断理由を明記させるべき。

		る審議会等)の意見を聴くき、重要度等を設定した理由を明確に記載するなど、適時・適切な形で行う。	
4	17 ページ	<u>なお、複数の主務大臣が所管する国立研究開発法人に係る研究開発に関する審議会については、各主務大臣が所管する業務に関する事項はそれぞれの審議会が分担し、全体に関する事項及び共通して所管する事項については主務大臣間で協議して審議会を開催するなど、国立研究開発法人の中長期目標の策定等に係る負担が過大なものとならないよう合理的な運用が図られることが必要である。</u>	複数の主務大臣が所管する国立研究開発法人の中長期目標の設定に当たっては、その負担が過大なものとならないよう合理的な運用が図られる必要がある。
5	20 ページ	この場合においては、中期目標管理法で規定したとおり(Ⅱの4(2))、重要度、優先度及び難易度が高い旨並びに当該目標について重要度、優先度及び難易度が高いとした理由を明確に記載する。	難易度等の設定は主務大臣の判断に左右されるため、国民に対する説明責任を果たすため、判断理由を明記させるべき。
6	22 ページ	<u>2 業務改革の取組との関係について</u> <u>「国の行政の業務改革に関する取組方針～国民本位の行政の実現～」(平成26年7月25日総務大臣決定)において、法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請したところであり、目標の策定に当たっては同方針に掲げられた業務改革の取組と整合が取れるようにする必要がある。</u>	「国の行政の業務改革に関する取組方針～国民本位の行政の実現～」(平成26年7月25日総務大臣決定)において、独法についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請しているところであり、独法においても同方針に掲げられた業務改革に取り組んでいく必要がある。

7	23 ページ	<p><u>4 共管法人の取り扱いについて</u> <u>複数の主務大臣が所管する法人の目標については、各主務大臣が所管する業務に係る目標はそれぞれの主務大臣が分担して策定し、全体に関する事項及び共通して所管する事項の目標は主務大臣間で協議して策定するなど、各主務大臣が連携して目標を策定する。</u> <u>原則として法人の目標は一つとする。</u></p>	<p>複数の主務大臣が所管する法人の目標策定の方法について示す必要がある。</p>
8	23 ページ	<p><u>5 本指針の見直しについて</u> <u>総務大臣は、目標の策定状況や法人に関する種々の政府方針等を踏まえ、主務大臣の下でのPDCAサイクルの実効性をより高める観点や法人の実効性のあるマネジメントをより向上させる観点から、適時に本指針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。</u></p>	<p>目標策定に関する指針は、主務大臣の下でのPDCAサイクルの実効性をより高める等の観点から、不断に見直しを行っていく必要がある。</p>

➤ 評価に関する指針

No.	箇所	修正内容	修正理由
9	8 ページ 28 ページ 31 ページ 51 ページ	<u>また、「国の行政の業務改革に関する取組方針～国民本位の行政の実現～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)において、法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請したところであり、同方針の要請を踏まえた目標の取組状況についても業務改革の推進の観点から適切に評価を行う。</u>	「国の行政の業務改革に関する取組方針～国民本位の行政の実現～」(平成 26 年 7 月 25 日総務大臣決定)において、独法についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請しているところであり、独法においても同方針に掲げられた業務改革に取り組んでいく必要がある。
10	21 ページ	<u>なお、複数の府省等が共管している国立研究開発法人については、各主務大臣が所管する業務に関する事項はそれぞれの審議会が分担し、全体に関する事項及び共通して所管する事項については主務大臣間で協議して審議会を開催するなど、法人全体の業務を所管する府省の研究開発に関する審議会が中心となって審議を行うなど、国立研究開発法人の評価に係る負担が過大なものとならないよう合理的な運用が図られることが必要である。</u>	複数の主務大臣が所管する国立研究開発法人の中長期目標の設定に当たっては、その負担が過大なものとならないよう合理的な運用が図られる必要がある。
11	32～33 ページ 39～40 ページ	<u>・評価は、それぞれの研究段階、研究特性、研究方法等に応じて、目標策定時に多角的に設定された評価軸に関して必要に応じて重み付けを行い、外部の専門的な知見・見識も踏まえて総合的な勘案により行うものであるが、その際、どのような理由で何に</u>	研究開発に係る事務及び事業について「S」評価を付す場合の、「特に顕著な成果の創出や将来的な成果の創出の期待等」については、その判断の目安を分かりやすくする観点から、具体例を示す必要がある。

		<p><u>重み付けを行い、それを踏まえてどのような判断により評定に至ったかの理由を、わかりやすい形で目標の内容に応じて定量的・定性的な観点から明確に記述する。</u></p> <p><u>・評定区分は上記① i アのとおりであるが、具体的には、</u></p> <p><u>・「成果・取組の科学的意義（独創性・革新性・先導性・発展性等）」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な意義と判断されるものとして、例えば「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高の水準の達成」など</u></p> <p><u>・「産業・経済活動の活性化・高度化への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「当該分野での世界初の成果の実用化への道筋の明確化による事業化に向けた大幅な進展」など</u></p> <p><u>・「社会的価値（安全・安心な社会等）の創出への貢献」に関する評価軸の場合であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「研究成果による新たな知見が国や公的機関の基準・方針や取組などに反映され、社会</u></p>	
--	--	---	--

		<p><u>生活の向上に著しく貢献」など</u></p> <p>・「<u>マネジメント</u>」や「<u>人材育成</u>」に関する評価軸であれば、最上級のS評定としては、特に顕著な貢献と判断されるものとして、例えば「<u>国内外の大学・法人、民間事業者等との新たな連携構築による優れた研究成果創出への貢献</u>」、「<u>我が国の政策的に重要であるが人材不足となっている分野に対し、多数の優れた研究者・技術者の育成、活躍促進に係る取組の実施</u>」などが想定される。</p> <p>また、A評定の判断としては、S評定には至らないが<u>成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献、</u></p> <p>B評定の判断としては、<u>成果等の創出に向けた着実な進展、</u></p> <p>C評定の判断としては、<u>一層の工夫・改善の必要性、</u></p> <p>D評定の判断としては、<u>抜本の見直しを含め特段の工夫・改善の必要性、</u></p> <p>が認められる場合が想定される。</p> <p>・なお、<u>年度評価においては、例えば、成果創出に向けた進捗の早期化や成果実現の確度の向上などが明らかになった場合には、これらを加味した評定を行うことに留意する。</u></p>	
--	--	---	--

12	61 ページ	<p>(2) 主務大臣は、評価結果を、評語及び記述による評定に応じて、現行の中(長)期目標、中(長)期計画、年度目標又は事業計画の見直し、事業の改廃を含む事務及び事業の見直し、新中期目標の策定、国の政策評価、政策等に反映させるほか、運営費交付金の算定を含む予算要求等に適切に反映させる。<u>特に、(S) 評定を付した場合は、予算要求において法人の業務経費に重点的に配分する等、法人のインセンティブを高めるよう努めるものとする。</u></p>	<p>法人のインセンティブを高めるため、S 評定を付した場合に主務大臣が取るべき措置を明確にする必要がある。</p>
13	61 ページ	<p>(3) 主務大臣は、項目別評定で(D) 評定を付した場合、<u>業務の廃止を含めた抜本的な見直しを命ずるものとする。</u></p> <p>また、総合評定で(D) 評定を付した場合には、<u>組織又は業務の廃止を含めた抜本的な改善その他の必要な措置を命ずるものとする。</u></p>	<p>D 評定を付した場合に主務大臣が法人に対して取るべき措置を明確にする必要がある。</p>
14	63 ページ	<p>5 本指針の見直しについて</p> <p><u>総務大臣は、評価の実効性や法人に関する種々の政府方針等を踏まえ、主務大臣の下でのP D C Aサイクルの実効性をより高める観点や法人の実効性のあるマネジメントをより向上させる観点から、適時に本指針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。</u></p>	<p>評価に関する指針は、主務大臣の下でのP D C Aサイクルの実効性をより高める等の観点から、不断に見直しを行っていく必要がある。</p>

